

協 定 書

岡山県（以下「甲」という。）、岡山市（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、丙が岡山県岡山市に所在する空港南産業団地に事業所を建設し、操業することについて、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実にこれを遵守するものとする。

（事業所の建設等）

第1条 丙は、甲から取得する別図に示す空港南産業団地〇号地（以下「事業所用地」という。）に、別紙の事業所建設計画に従い、事業所を建設し、操業するものとする。

2 丙は、経済情勢の変動その他の理由により前項の事業所建設計画の内容に重大な変更を加えようとするときは、事前に文書により甲及び乙と協議するものとする。

（事業所の建設等への協力）

第2条 甲及び乙は、丙が地域社会の発展に配慮しながら行う事業所の建設及び操業が円滑に行われるよう協力するものとする。

（用水の供給）

第3条 乙は、丙が行う事業所の建設及び操業に必要な用水を確保し、丙に供給するものとする。

（電力の確保）

第4条 甲及び乙は、丙が行う事業所の建設及び操業に必要な電力の確保について、丙に協力するものとする。

（従業員の採用）

第5条 丙は、事業所の操業に必要な従業員の採用については、できる限り正規雇用に努めるとともに、地元自治体及びその周辺部に居住する者を優先的に採用するものとする。

（地元産業の振興等）

第6条 丙は、事業所の建設及び操業のために必要とする物資をできる限り地元から調達するほか、その他の活動についてもできる限り地元企業を活用する等地元産業の振興に配慮するものとする。

2 丙は、事業所の操業を通じ自らの技術の向上、高付加価値化等に努め、将来にわたって事業所の一層の拡張及び充実に努めるものとし、甲及び乙は、これに対し必要な支援を行うものとする。

（公害の防止等）

第7条 丙は、事業所の建設及び操業に当たり施設の整備等を図ることにより公害の防止に努めるとともに、事業所用地の緑化、景観の統一等環境の保全に万全を期するものとする。

2 丙は、前項の規定による公害の防止及び環境の保全に関し、環境保全計画を作成し、乙へ提出の上、乙が必要と認めるときは、環境保全措置について乙と協議をするものとする。

(事業所の譲渡及び貸与)

第8条 丙は、事業所を建設した後において、当該事業所をやむを得ない理由により第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、その譲受人又は借受人に対し、この協定を遵守させるものとする。

(紛争の処理)

第9条 丙は、事業所の建設及び操業に関連して紛争を生じたときは、丙の責任において誠意をもって解決するものとし、甲及び乙は、必要に応じてあつせん、調停等を行い、その解決に協力するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定める事項に関して疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫

丙 〇〇県〇〇市〇〇番地
〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

別紙

事業所建設計画

名 称	
立地場所	岡山市北区富吉〇〇〇〇番〇（空港南産業団地〇号地）
敷地面積	〇, 〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇平方メートル
着工年月	平成〇〇年〇〇月
操業年月	平成〇〇年〇〇月
投資額	〇〇, 〇〇〇百万円
延床面積	〇〇〇, 〇〇〇平方メートル
構造・階層	鉄骨造〇階建
従業員数	〇〇人
事業内容	